

## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 制度の見直しについて ～

### ■ 均等割の軽減割合が見直しされました

●保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減

【令和2年度】



所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

### ■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和2年度】



所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

### ■ 保険料の計算方法（令和2年度）

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 52,048円	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	---

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

●所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

### ■ 1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

●保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

令和元年度 62万円	➡	令和2年度 64万円
---------------	---	---------------

#### ■ お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 6階

【電話】011-290-5601

和寒町役場 住民課保険医療係

【電話】32-2422